

参 考 資 料

(1) 計画の改定経緯

(2) 館林市の都市計画

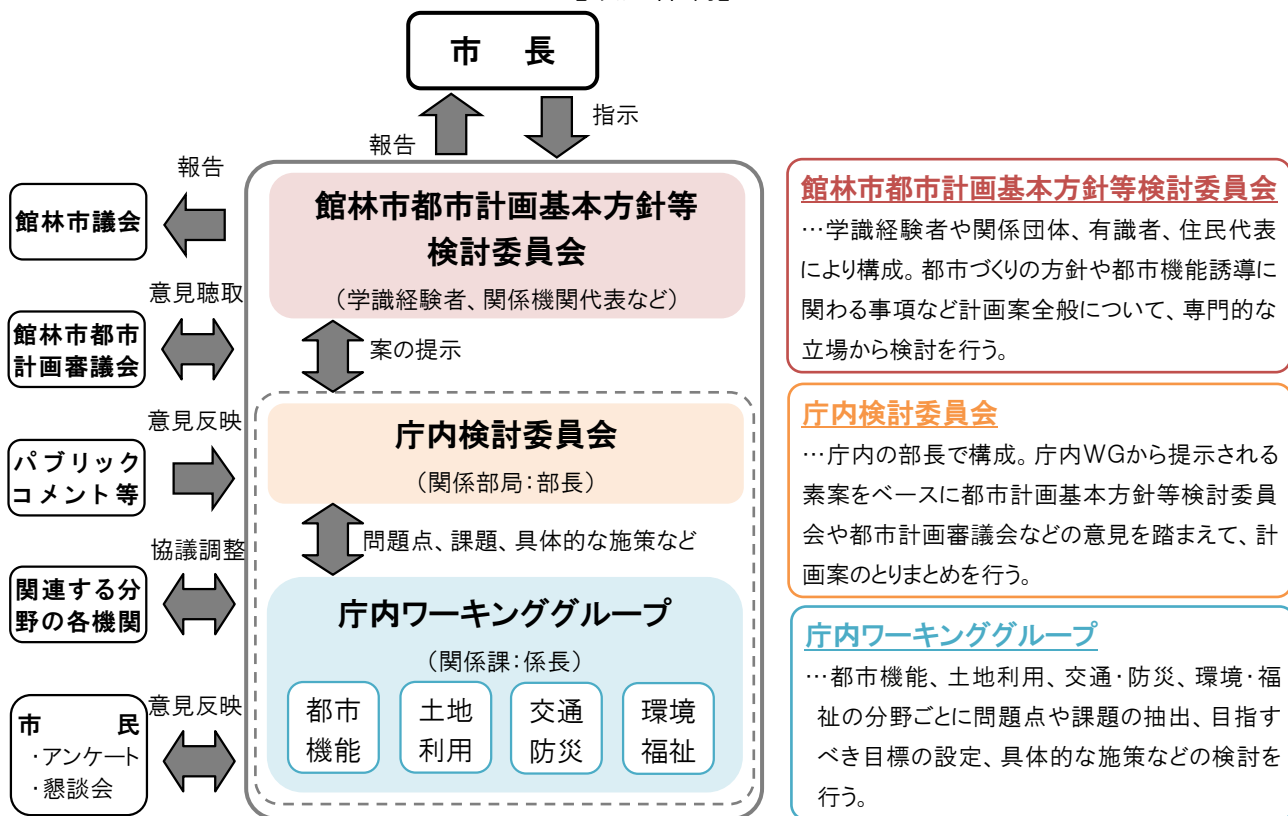
(3) 用語解説

(1) 計画の改定経緯

■ 改定体制

策定にあたり、「館林市都市計画基本方針等検討委員会」を附属機関として設置し、庁内検討委員会、庁内ワーキンググループと連携し、改定案の検討、審議及び関連する分野の各機関との協議、調整を実施しました。

【改定体制】



【館林市都市計画基本方針等検討委員会 委員】

選任区分	部門	所属	氏名
学識 経験者	都市計画	埼玉大学大学院理工学研究科	久保田 尚(委員長)
	交通政策	イーグルバス株式会社	坂本 邦宏(副委員長)
	都市計画	明治大学政治経済学部 (都市政策・都市行政)	野澤 千絵
	地域医療・地域包括ケア	館林市邑楽郡医師会	真中 千明
	法律	弁護士	井野口 通隆
	商業	館林商工会議所	宮原 祐一郎
関係 機関	都市行政	群馬県県土整備部都市計画課	眞庭 宣幸
	農業	邑楽館林農業協同組合	川久保 修二
	館林市	館林市都市建設部	村上 実
市民 有識者	建築・まちづくり		中村 喬
	高齢者福祉		柴崎 訓江

※館林市都市計画マスタープランの改定については、令和元年7月18日(木)から令和3年3月31日まで

【館林市都市計画基本方針等検討委員会設置条例】

平成28年6月27日条例第27号
改正 平成30年12月12日条例第33号

(設置)

第1条 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条に規定する住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)の作成並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)の見直しに当たり、広く専門知識を有する学識経験者等から意見を聴き検討を深めることを目的として、館林市都市計画基本方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討し、市長に報告する。

- (1) 立地適正化計画の作成に関する事項
- (2) 都市計画マスタープランの見直しに関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成33年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課で処理する。

(報酬)

第8条 委員の報酬は、日額8,300円とする。

2 報酬、費用弁償等の支給方法は、館林市報酬、費用及び実費弁償条例(昭和31年館林市条例第5号)の定めるところによる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年12月12日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

■ 改定経緯

年度	年月日	会議名		議事内容
平成 30 年度	平成 31 年 2 月 12 日(火)～ 平成 31 年 2 月 24(日)	市民アンケート		・市内在住の 16 歳以上の男女 3,000 名 (住民基本台帳より等間隔無作為抽出)
	平成 31 年 2 月 19 日(火)	第 6 回 ※	庁内ワーキンググループ	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
令和 元 年度	令和元年 10 月 11 日(金)	第 7 回	庁内ワーキンググループ	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年 7 月 11 日(木)	第 7 回 ※	庁内検討委員会	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年 7 月 18 日(木)	第 10 回 ※	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方
	令和元年 10 月 7 日(月)	第 8 回	庁内ワーキンググループ	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年 10 月 11 日(金)	第 8 回	庁内検討委員会	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年 10 月 16 日(水)	第 11 回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・現況と課題の整理 ・全体構想(基本方針) ・地域別構想(地域設定の検討)
	令和元年 11 月 5 日(火)～ 令和元年 11 月 29 日(金)	第 1 回	地域別懇談会(8 地域)	・マスタープラン改定の趣旨 ・計画策定の進め方 ・現況と課題の整理 ・全体構想 ・地域別の現況
	令和2年1月8日(水)	第 9 回	庁内ワーキンググループ	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域 別の現状と課題の整理)
	令和2年1月 22 日(金)	第 9 回	庁内検討委員会	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域 別現状よ課題の整理)
	令和2年1月 31 日(金)	第 12 回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・全体構想(分野別基本方針) ・地域別構想(地域別懇談会の報告、地域 別の現状と課題の整理)
令和 2 年 2 月 3 日(月)～ 令和 2 年 2 月 13 日(木)	第 2 回	地域別懇談会(8 地域)	・地域別構想(地域別まちづくり方針(案))	
令和 2 年度	令和2年7月6日(月)	第 10 回	庁内ワーキンググループ	・地域別構想(地域別まちづくり方針(案)) ・実現化方策
	令和2年7月 10 日(金)	第 10 回	庁内検討委員会	・地域別構想(地域別まちづくり方針(案)) ・実現化方策
	令和 2 年 7 月 28 日(火)	第 65 回	館林市都市計画審議会	・館林市都市計画マスタープラン中間報告
	令和2年7月 30 日(木) ※書面開催	第 13 回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・地域別構想(地域別まちづくり方針(案)) ・実現化方策
	令和 2 年 8 月 28 日(金)	市議会全員協議会		・館林市都市計画マスタープラン中間報告
	令和 2 年 11 月 20 日(金)	第 11 回	庁内ワーキンググループ	・館林市都市計画マスタープラン(素案)
	令和 2 年 11 月 20 日(金)	第 11 回	庁内検討委員会	・館林市都市計画マスタープラン(素案)
	令和 2 年 11 月 30 日(月) ※書面開催	第 14 回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・館林市都市計画マスタープラン(素案)

年度	年月日	会議名		議事内容
令和 2 年度	令和2年12月1日(火)～ 令和3年1月8日(金)	パブリックコメント		・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和2年12月14日(月)～ 令和2年12月23日(水)	第3回	地域別懇談会(8地域)	・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和3年2月(予定)	第12回	庁内ワーキング	・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和3年2月(予定)	第12回	庁内検討委員会	・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和3年2月(予定)	第15回	館林市都市計画 基本方針等検討委員会	・館林市都市計画マスタープラン(案)
	令和3年3月(予定)	第66回	館林市都市計画審議会	・館林市都市計画マスタープラン報告
	令和3年3月(予定)	市議会全員協議会		・館林市都市計画マスタープラン報告
	令和3年4月(予定)	館林市都市計画マスタープラン改定		

※平成31(2019)年4月に策定した「館林市立地適正化計画」より継続して開催しており、庁内ワーキンググループは第6回、庁内検討委員会は第7回、館林都市計画基本方針等検討委員会は第10回より検討しています。

※館林都市計画基本方針等検討委員会の第13、14回については、新型コロナウイルス感染症対策として書面の配付によりご意見を頂きました。

(2) 館林市の都市計画

■ 区域区分

市街化区域 : 1,691ha(27.8%) 市街化調整区域 : 4,406ha(72.2%)

■ 人口集中地区(平成 27 年)

面積 : 949ha 人口 : 39,149 人 人口密度 : 41.2 人/ha

■ 用途地域(市街化区域内の構成比%)

第一種低層住居専用地域 : 230ha(13.6%) 第一種中高層住居専用地域 : 397ha(23.5%)

第二種中高層住居専用地域 : 88ha(5.2%) 第一種住居地域 : 357ha(21.1%)

第二種住居地域 : 84ha(5.0%)

近隣商業地域 : 92ha(5.4%) 商業地域 : 45ha(2.7%)

準工業地域 : 186ha(11.0%) 工業専用地域 : 212ha(12.5%)

■ 地区計画

楠地区地区計画 : 約 9.7ha 野辺地区地区計画 : 約 18.9ha 大島地区地区計画 : 約 9.9ha

西部地区地区計画 : 約 5.4ha 谷田川北部地区地区計画 : 約 18.8ha

渡瀬南部地区地区計画 : 約 9.5ha 赤生田地区地区計画 : 約 9.3ha

■ 風致地区

城沼風致地区 : 122.36ha 茂林寺風致地区 : 33.84ha 多々良沼風致地区 : 123.51ha

■ 特別緑地保全地区

茂林寺特別緑地保全地区 : 12.0ha

■ 都市施設

▼都市計画道路 26 路線 総延長 61,140m 番号 路線名(基本幅員)

- 3・3・1 南部幹線(25m)、3・3・2 駅西通り線(25m)、3・3・3 青柳広内線(25m)、
- 3・3・4 五号線(23.75m)、3・3・13 東部環状線(25m)、3・3・16 122号線(25m)、
- 3・4・5 板倉館林線(16m)、3・4・6 西部二号線(20m)、3・4・7 西部一号線(16m)、
- 3・4・8 西部三号線(16m)、3・4・9 茂林寺中通り線(16m)、3・4・10 高根大街道線(16m)、
- 3・4・11 中央通り線(20m)、3・4・12 本町通り線(20m)、3・4・14 館林邑楽線(16m)、
- 3・4・15 大手町大街道線(17m)、3・4・17 南部環状線(20m)、3・4・18 館林駅前通り線(20m)、
- 3・4・23 つつじが岡線(20m)、3・4・26 岩田岡里線(16m)、3・4・43 富士原線(16m)、
- 3・5・20 公園入口線(12m)、3・5・21 公園通り線(12m)、3・5・22 富士西線(12m)、
- 3・5・44 学校通り線(13m)、3・5・45 花山線(13m)

▼公園 33 箇所 303.13ha 計画決定 箇所数 面積(供用 箇所数 面積)

- 街区公園 : 26 箇所 6.13ha(21 箇所 4.58ha)、近隣公園 : 3 箇所 4.20ha(2 箇所 2.8ha)、
- 総合公園 : 3 箇所 280.90ha(3 箇所 186.98ha)、風致公園 : 1 箇所 11.90ha(1 箇所 6.00ha)
- ※総合公園(多々良沼公園)は邑楽町分を含む

▼緑地 4 箇所 1.06ha 計画決定 箇所数 面積(供用 箇所数 面積)

- 緑地 : 3 箇所 0.29ha(3 箇所 0.29ha)、緑道 : 1 箇所 0.77ha(1 箇所 0.69ha)

▼下水道 全体計画 2,770ha 事業計画 1,149ha(特定公共下水道 67ha)

※現況 863ha(特定公共下水道 67ha) 普及率 48.5%

汚水管渠幹線：全体計画 58,403m、事業計画 33,490m(特定公共下水道 3,619m)、
現況 31,040m(特定公共下水道 3,619m)

※特定公共下水道処理区域は邑楽町を一部含む(7ha 管渠 641m)

雨水管渠幹線：全体計画 19,945m、事業計画 16,410m、現況 12,203m

ポンプ施設：館林市尾曳汚水中継ポンプ場、館林市高根汚水中継ポンプ場

処理施設：館林市水質管理センター(公共下水道)、館林市近藤処理場(特定公共下水道)

▼その他施設

汚物処理場：館林環境センター(1.25ha 処理能力 100kl/日)

ごみ焼却場：たてばやしクリーンセンター(15,500 m² 処理能力 100t/24 時間)

市場：館林市総合地方卸売市場(1.97ha)

■市街地開発事業

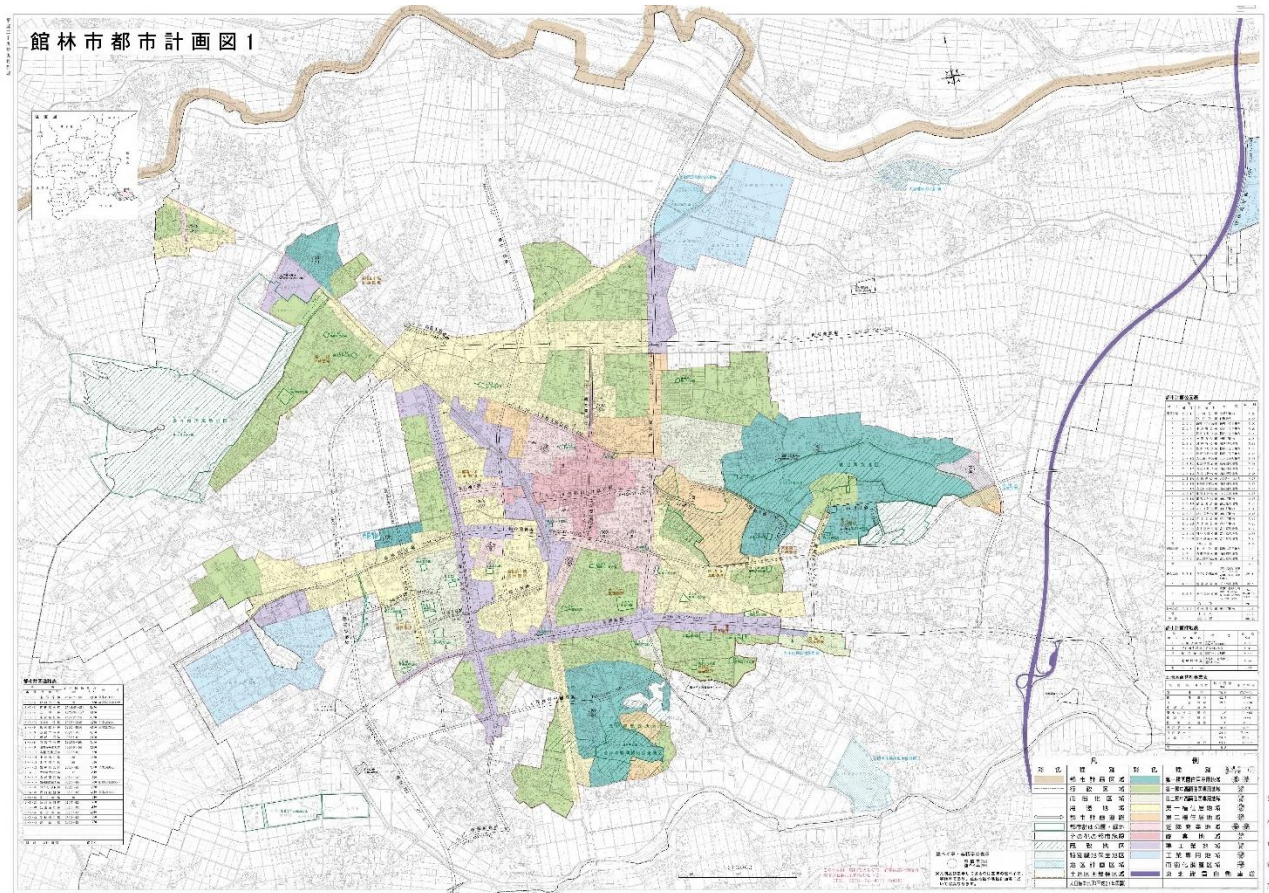
▼土地区画整理事業 11 地区 ※施行中 3 地区

南部 79.9ha(S37～S51)、高根山神脇 1.6ha(S54～S55)、高根 43.3ha(S51～S58)、
東部第二 11.4ha(S53～S61)、松原東 1.8ha(S61～H1)、東部第三 10.9ha(S56～H6)、
東部 42.7ha(S48～H6)、花山 24.3ha(H11～H23)、西部第一南 73.2ha(S61～R10)、
西部第一中 34.2ha(H1～R9)、西部第二 74.7ha(H11～R14)

▼工業団地造成事業 2 地区

鞍掛 118.3ha、館林東部 51.8ha

■都市計画図(平成 29(2017)年 9 月作成)



(3) 用語解説

50音	用語	解説
あ行	空き家	人が住んでいない住宅で、長期にわたって不在の住宅などのこと。
	ウォーカブル	“WE DO”～Walkable, Eyelevel, Diversity, Openをキーワードとする「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指したまちづくりの方向性のこと。
	NPO	「Nonprofit Organization」の略で、民間非営利組織のこと。
	沿道サービス機能	自動車運転者の利用を対象とした、ドライブイン、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等の施設のこと。
か行	幹線道路	本市の都市構造を形成する骨格的な道路のうち、県内各都市間交通、都市内交通等に対処する道路。
	基幹的公共交通	1日30本以上の運行頻度(概ねピーク時片道3本以上に相当)の鉄道路線及びバス路線。
	既存ストック	これまで整備されてきた道路・公園・下水道などの都市基盤施設や住宅・商業施設・業務施設・工業施設などのこと。
	緊急輸送路	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うための予め指定された道路をいい、一般的に第1次から第3次まで設定されており、市指定の避難所等を結ぶように設定されている。
	交通手段別分担率	人が出かける時にある交通手段を用いた割合。
	高度利用地区	小規模建築物の建築を抑制するとともに建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進するため、建ぺい率の低減の程度などに応じ、容積率の割増などを定めた地区。
	高齢化率	65歳以上の人口が総人口に占める割合。
	コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少、高齢化社会の中でも、安心、健康、快適に生活ができ、財政面及び経済面においても持続可能な都市を目指すため、日常生活に必要となる医療、福祉、商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によりこれらの施設等にアクセスできるような都市構造のこと。
	さ行	市街化区域
市街化調整区域		都市において、市街化を抑制すべき区域。
市街地再開発事業		都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区などにおいて、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路などの公共施設の整備などを行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
指定管理者制度		公の施設の管理や運営を民間事業者、NPO法人等にも認める制度。

50音	用語	解説
さ行	人口集中地区(DID)	国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにするため昭和 35 年から設定された統計上の地域単位で、人口密度の高い基本単位区(原則として 40 人/ha)が隣接して、その人口が 5,000 人以上となる地域。
	生産年齢人口	生産活動に従事する年齢の人口(15 歳～64 歳)。
た行	大規模指定既存集落	開発許可制度における市街化調整区域の一定の条件を満たす指定した区域であり、要件に該当する人が自己用の住宅等を建築することができる。
	館林市第六次総合計画	市が策定するすべての計画の基本となる行政運営の総合的な指針で、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間について、まちづくりの基本構想や基本計画をまとめたもの。
	地区計画制度	住民の合意に基づき、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図るもの。
	低未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。
	特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。
	都市計画基礎調査	都市計画法に定められた都市計画に関する基礎的調査のこと。おおむね 5 年ごとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
	都市機能	商業、行政、保健・医療・福祉、文化などのサービスを提供する機能のこと。
	都市計画区域 (館林都市圏)	自然的及び社会的条件、人口、土地利用、交通など一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法に基づき指定された区域。館林都市計画区域(館林都市圏)は、館林市を中心に板倉町、明和町、千代田町、邑楽町の1市4町で構成される。
	都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、都市計画の目標や区域区分の有無、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針等について、都道府県が広域的な視点から定める計画。
	都市計画道路	都市計画において定められる都市施設の一つのことで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の 4 種類がある。
都市公園	都市計画法第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設であり、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。	

50音	用語	解説
た行	都市構造	人口の配置、市街地の広がりなど都市を形成する物理的な構造で、都市空間の骨組みとなるもの。
	都市的土地利用	主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のこと。
	土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われ、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業。
な行	ネットワーク	網状に作られたもの。人や物を網状につなげたシステム。
	年少人口	0～14歳の人口。
は行	パーソントリップ調査	日頃の生活の中で「どのような人が」「どのような目的で」「どこからどこへ」「どのような交通手段で」移動したかなど、「人の1日の動き」を調べるために行われるもの。
	バリアフリー	高齢者や障害者にとっての障壁となる、段差等の物理的障害が除去された空間や環境のこと。
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。館林市では、ハザードブックを作成している。
ま行	民間活力	民間企業の持つ効率的な事業運営能力や豊富な資金力。多様化する行政需要に対応するため、民間企業・NPO・住民などの多様な主体の参画・連携を促し、行政と民間との協働により最も効率的に公共サービスの提供を行うための方法として近年様々な取り組みが行われている。
や行	用途地域	住居、商業、工業といった、土地利用における用途の混在を防ぐことを目的とした都市計画法の地域地区のこと。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類がある。